

落札後の注意事項

1. 権利移転手続き

入札終了後、落札者には高梁市から落札が決定された旨をメールなどで通知し、物品引渡しまでの手続きをご説明いたします。万が一、高梁市からの連絡がなかった場合は、問い合わせ先までご連絡ください。

■必要な費用

＜契約締結期限までに＞

契約保証金	・ 契約保証金は予定価格の10%以上の納付が必要です。 ・ すでに納付済みの入札保証金を契約保証金とすることができます。その場合、入札保証金のほかに契約保証金を支払う必要はありません。
-------	--

＜代金納付期限までに＞

売払代金の残金	・ 契約保証金は売払代金の一部へ充当します。 ・ 支払い方法は、高梁市が指定する口座への入金のみとなります。現金での受け取りはいたしておりませんので、ご了承ください。 ・ 代金の納付は高梁市が定める期限までに納付する必要があります。
---------	--

※ご注意※

上記費用のほかに、書類の郵送料や振込手数料が必要になることがあります。また、自動車の権利移転に伴う費用や物品搬送に係る費用等が必要な場合も、落札者の負担となります。

■必要な書類

- ・ 必要な書類の一部は高梁市ホームページからダウンロードできます。
- ・ 必要な書類は、以下のとおりとなります。契約締結期限までに高梁市へ直接持参または郵送してください。

＜落札者全員＞

- ・ 契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書
- ・ 公的身分証明書の写し

＜落札物品が車両、または落札額が20万円以上の場合＞

- ・ 売買契約書 2部（様式は高梁市より送付します）
- ・ 印鑑登録証明書 1通

＜物品の受領を代理人に依頼する場合＞

- ・ 物品受領に関する委任状 1通
- ・ 物品を受領する代理人の公的身分証明書の写し 1通

■権利移転の時期と要する期間

権利移転の時期	・ 公有財産売却の財産は、売払代金の残金を納付したときに権利移転します。
---------	--

2. 重要事項

落札後の権利移転手続きにおける重要な事項です。必ずご確認ください。

危険負担	・ 契約締結後に発生した財産の破損、焼失など高梁市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。
引渡し条件	・ 引き渡しは、売払代金の残金を納付後、高梁市の指定する場所で現状有姿にて行います。付属品の有無などは事前に確認してください。 ・ 落札物件が車両の場合、落札者は「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局または自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込み、移転登録等の手続きを行ってください。また、譲渡証明書に記載する譲受人の名義は、落札者本人となります。落札者本人以外の名義にはできません。
入札保証金の取り扱い	・ 落札者が契約締結期限までに高梁市の定める契約を締結しない場合は入札保証金を没収し、返還しません。 ・ 落札者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、「契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書」に基づき、地方自治法施行令第167条の16に定める契約保証金に全額充当します。
契約保証金の取り扱い	・ 納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、その他契約に違反したと認められる場合は、事前に納付された契約保証金を没収し、返還しません。 ・ 契約保証金は、落札者が売払代金の残金を全額納付したとき、「契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書」に基づき、売払代金の一部に全額充当します。
契約解除	・ 正当な事由なく、権利移転完了後90日を経過しても物品の引取りをしないときなど落札者が契約に違反したと認められるときは、契約を解除する場合があります。契約移転後の契約解除となる場合は、契約解除をした時点で所有権が高梁市へ移転します。 ・ 契約を解除した場合に高梁市に損害があった場合は、その損害額を落札者に賠償してもらいます。

■落札後の注意事項に関するお問い合わせ

- ・ お問い合わせ：高梁市企画財政部財産活用課 0866-21-0207
- ・ メールアドレス：zaisan@city.takahashi.lg.jp
- ・ 電話受付時間：平日8時30分から17時15分